

# 池田市 家庭ごみ有料化に係る「指定販売店」の手引き

## 目次

1. はじめに .....	P.2
2. 指定販売店の要件 .....	P.2
3. 指定袋等取扱業務の内容 .....	P.2
4. 指定販売店となる手順 .....	P.4
5. 各種様式・書類の記入及び押印について ...	P.4
6. その他注意事項等 .....	P.4

令和6（2024）年2月

## 【1. はじめに】

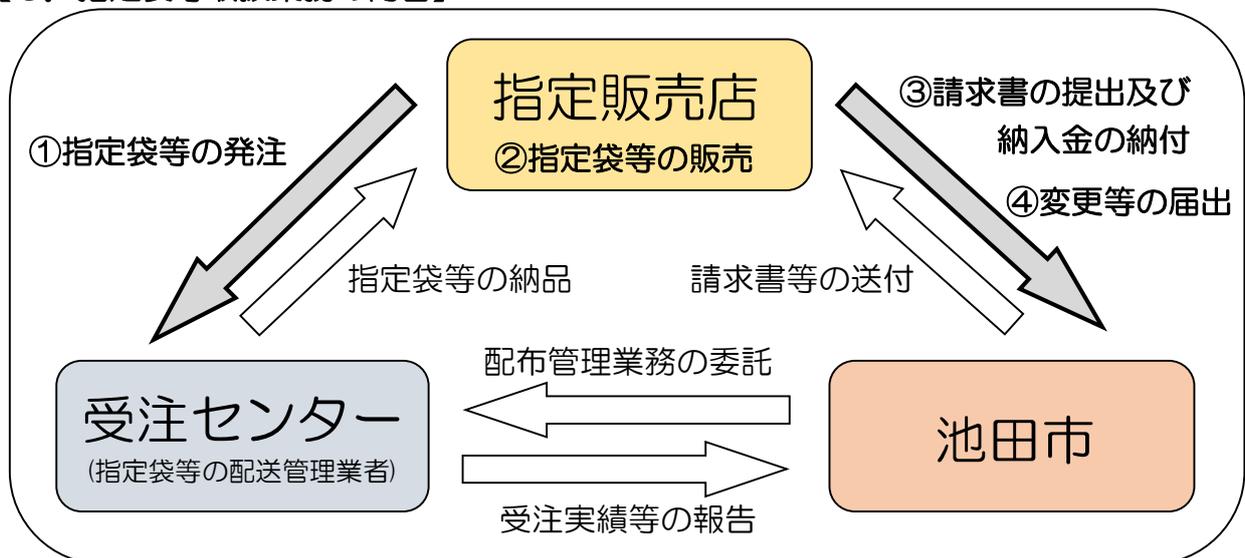
池田市（以下「市」）では平成18年度より、家庭から排出されるごみのうち「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」については、市指定の有料の「燃えるごみ用指定袋」「燃えないごみ用指定袋」「粗大ごみ処理券」（以下「指定袋等」）を用いて排出する指定袋制を実施しています。

指定袋等は、市と指定袋等取扱業務委託単価契約（以下「委託契約」）締結等、所定の手続を経た店舗等（以下「指定販売店」）において販売されており、新たに指定販売店として指定袋等の取扱を希望する事業者の方は、必ずこの手引きをよくお読みください。

## 【2. 指定販売店の要件】

- ・原則として、市内の店舗であること。
- ・指定販売店に係る各種事務手続を、池田市が別に定める期日までに履行すること。

## 【3. 指定袋等取扱業務の内容】



### ① 指定袋等の発注

市が指定袋等の配送管理を委託する事業者の専用窓口（受注センター）に、任意の数量の指定袋等をFAX又はオンライン（要事前相談）による手続で発注（発注単位は別表1参照）できます。発注は原則として毎週火曜日の正午に締め切り、同週の金曜日中に当該発注分が納品（火曜日の午後以降の発注分は翌週金曜日に納品）されますが、祝日等の影響により前後する場合があります。

### ② 指定袋等の販売

指定袋等を市が定める価格（税込、別表1参照）で販売いただきます。

<販売における注意点>

- ・指定袋等はごみ処理手数料の一部という位置付けであるため、景品等としての配布や、割引（値引き）はできません。
- ・販売時間は、各指定販売店の営業時間に準じます。
- ・購入者から領収書の発行を求められたときは、各指定販売店の任意の領収書を発行してください。

### ③請求書の提出及び納入金の納付

発注した指定袋等の数量に応じて取扱業務委託料及び納入金を月単位で算定後（当該月内に納品があった数量が対象）、市から郵送される3種類の書類（取扱業務委託料の請求書・納入金の納付書・取扱業務委託料及び納入金の明細書）を確認し、請求書に押印をして市へ提出、納付書による金融機関窓口での支払い又は市の指定金融機関への振込による納入金の一括納付を、市が指定する期日までに必ず行っていただきます。なお、取扱業務委託料は納入金の10.4%相当額（税込）です。

### ④変更等の届出

下記に該当する場合は、事前に「池田市指定袋等指定販売店異動届（様式第3号）」に必要事項を記入・押印の上、環境政策課まで提出いただく必要があります。

- ・指定販売店の代表者、電話番号、所在地、業務委託料振込先、手続代理人等の変更
- ・閉店等による指定袋等の取扱終了
- ・店舗の改装工事等による長期的な指定袋等の取扱休止

また、指定袋等取扱の終了又は休止をし、市による指定袋等の在庫引取を希望される場合は、必ず事前に環境政策課までご相談ください。後日当該店舗に環境政策課員が訪問し、指定袋等の在庫数量確認をします。

※経営者の変更の場合は、同一の店舗であっても経営者の変更日までに「旧経営者による指定販売店廃止手続」及び「新経営者による委託契約関連手続等」をそれぞれ完結させていただく必要があります。

別表1

種別	サイズ	発注単位及び価格（納入金）	販売単位及び価格	JANコード
燃える ごみ用 指定袋	10ℓ	1箱(10枚/組×50組) 4,000円	1組(10枚/組) 80円	4582215240014
	20ℓ	1箱(10枚/組×50組) 8,000円	1組(10枚/組) 160円	4582215240052
	30ℓ	1箱(10枚/組×50組) 12,000円	1組(10枚/組) 240円	4582215240069
	40ℓ	1箱(10枚/組×50組) 16,000円	1組(10枚/組) 320円	4582215240076
燃えない ごみ用 指定袋	10ℓ	10組(10枚/組×10組) 5,000円	1組(10枚/組) 500円	4582215240113
	20ℓ	10組(5枚/組×10組) 5,000円	1組(5枚/組) 500円	4582215240120
	30ℓ	10組(5枚/組×10組) 7,500円	1組(5枚/組) 750円	4582215240137
粗大ごみ 処理券	—	1組(10枚/組) 3,000円	1枚 300円	4582215240205

※本表の価格はいずれも税込です。

#### 【4. 指定販売店となる手順】

(1) 事前に電話等で環境政策課と協議の上、「池田市指定袋等取扱申込書（様式第1号）」以下の書類を提出（郵送可。ただし、記入内容に誤りがある場合は再提出又は環境政策課窓口で二重線消しと訂正印による訂正が必要です）。

※同課での審査後、やむを得ずお断りする場合があります。予めご了承ください。

(2) 環境政策課での審査を通過した場合、同課から送付される以下の書類に、必要事項を記入及び押印の上、同課へ提出（郵送可。ただし、記入内容に誤りがある場合は再提出又は環境政策課窓口で二重線消しと訂正印による訂正が必要です）。各種様式の記入にあたっては、本頁下部の【5. 各種様式・書類の記入及び押印について】を参照。

- ・池田市指定袋等指定販売店設置届兼口座振込依頼書（様式第2号） … 1部
- ・指定袋等取扱業務委託単価契約書（1部には収入印紙（200円）貼付） … 2部

(3) 環境政策課における審査を通過した場合、同課から以下の書類等が郵送されるため、それぞれを適宜保管・使用。

- ・指定袋等取扱業務委託契約書（指定販売店控のため店舗等で保管） … 1部
- ・指定袋等注文票原本（指定販売店において複写して使用） … 2部

※PDF形式の注文票をメールで送付することも可能です。

※当該注文票を受け取るまでは指定袋等を発注することができません。

- ・池田市指定販売店之証（ステッカー形式、店舗等において掲示） … 2部

(4) 指定袋等取扱業務委託期間開始日から指定袋等の販売を開始

#### 【5. 各種様式・書類の記入及び押印について】

- ・消せるボールペンによる記入は認められません。
- ・押印する印は、代表者印又は代表者の個人印（認印可）のみに限ります。社印は認められません。
- ・印影が不鮮明な場合は、市で受領できないため再度押印が必要となります。
- ・記入内容に誤りがある場合は、当該箇所を二重線消しの上、署名欄に押したものと同一の印で訂正をしてください。（修正テープ・ペン又は捨印による訂正は不可）

#### 【6. その他注意事項等】

- ・社会情勢の変容により、やむを得ず指定袋等の仕様（サイズや巻き数等）が変更となる場合があります。その際には、環境政策課から当該変更内容及び今後の対応について事前にお知らせします。
- ・環境政策課から郵送される各種様式を紛失した場合、再発行は可能ですが同課窓口でのお渡しとなります（再度の郵送は不可）。
- ・万が一指定袋等に不良品が含まれていた場合、当該指定袋の製造業者により交換対応をさせていただきます。不良の原因分析及び改良のため、ご迷惑をおかけしますが可能な限り当該不良品は交換対応時まで保管いただきますようお願い致します。